

**現行で水道連結型スプリンクラー設備が認められている範囲**

1,000㎡未満の福祉施設(令別表(6)項口)は、おおよその間取りが予測でき、一定規模の室を想定できることや、可燃物量などを考慮して、水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められている。

**有床診療所・病院について**

- 有床診療所・病院の可燃物の状況等は福祉施設と同等であると考えられることから、延べ面積が1,000㎡未満の施設に対して水道連結型スプリンクラー設備の設置をすることは認められる。
- また、有床診療所・病院は、福祉施設とは異なり、手術室・人工血液透析室・レントゲン室など、放水により人命に危険を及ぼす等のおそれがあるとしてスプリンクラーヘッドが免除されている部分が一定面積を占めている。  
こうした部分は、スプリンクラーでの消火を求めないこととなるため、水道連結型スプリンクラー設備の設置を認める施設の規模を考える際に、除外しても差し支えないものと考えられるのではないかと。
- なお、その場合に、今回の福岡における火災で夜間人がいない部分から出火したことを踏まえると、除外する部分は、防火区画等の延焼防止措置が適切になされているものとするべき。
- 具体的には、以下の要件を満たす有床診療所・病院については、水道連結型スプリンクラー設備の設置を認める施設の面積算定の際に、手術室等のスプリンクラーヘッドの免除部分を除外することができるのではないかと。

**【要件】**

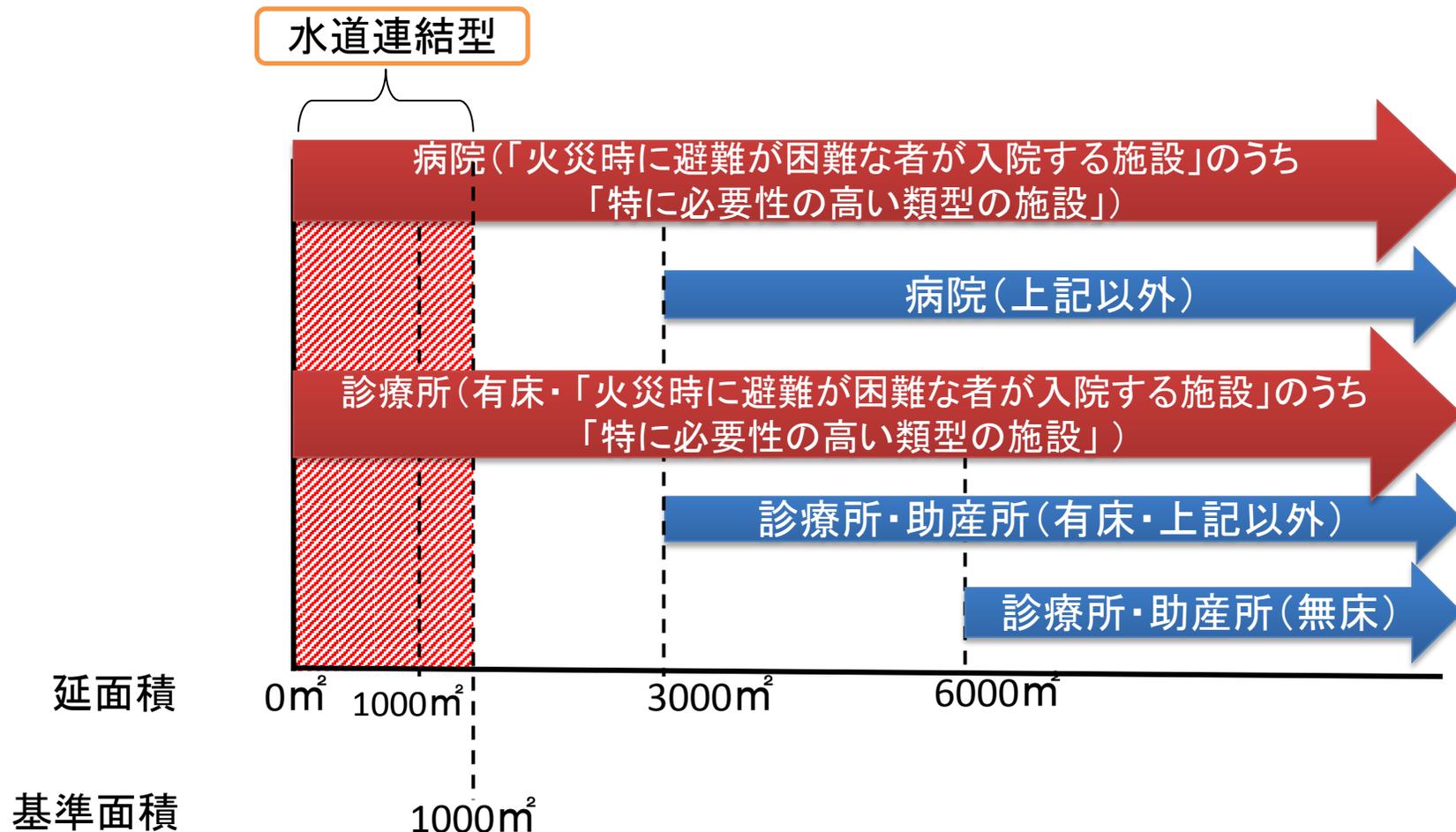
- 1 除外された部分と、それ以外の部分が次のア又はイを満たすもの
  - ア 下記により防火区画されているもの
    - ・ 準耐火構造の壁及び床で区画すること
    - ・ 開口部には常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火戸を設けること
  - イ 下記により延焼防止措置が講じられているもの
    - ・ 不燃材料で造られた壁及び床で区画すること
    - ・ 開口部には常時閉鎖式又は自動閉鎖式の不燃材料で造られた戸を設けること
    - ・ 不燃材料で造られた壁の外側部分にスプリンクラーヘッドが設置されているもの
2. 除外された部分の床面積は全体の延べ面積の過半とならないこと

- 除外した部分以外の床面積(以下「基準面積」という。)が1000㎡未満のものは、水道連結型スプリンクラーの設置を認めてはどうか。

# 水道連結型スプリンクラー設備の適用範囲の考え方

## ●見直し点1

病院・有床診療所のうち小規模なもの(基準面積1000m<sup>2</sup>未満)に水道連結型スプリンクラーを設置できるよう見直し



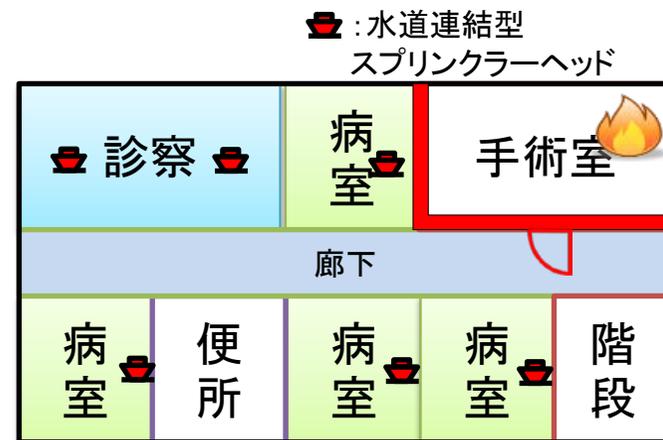
# 水道連結型スプリンクラー設備の適用範囲の考え方

## ●見直し点2

水道連結型スプリンクラーの設置可否の基準面積は医療機関の特性を考慮し、下記に適合する部分を面積から除外する。※除外可能な部分は全体面積の50%を上限とする

### 前回提示案

手術室・レントゲン室等で放水による二次的災害を防止する点でスプリンクラーヘッドを要さない部分(以下「手術室等」という。)を準耐火構造の壁及び床で区画し、開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火戸を設置したもの



### 新たな提示案

- ・手術室等を不燃材料の壁及び床で区画し、開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の扉(不燃材料)を設置したもの。
- ・不燃区画の壁の外側部分にスプリンクラーヘッドを設置したもの。

